

# 教師のつとめと職務の関係

—教会法試論—

笹川紀勝

## はじめに

問題意識を説明すれば、それはまず法の多元性を肯定し、したがって良心の衝突を法と法の矛盾衝突と認識して両者の調整を試みる必要があるのではないかというものである。法といえどもつばら国家法をいうという立場に立てば本稿には何の意味もないだろう。いま、法を国家法と言い切ってそれ以外を視野に入れない場合、視野の外に置かれたものと国家法との関連は明らかにならず、国家法を自己の生き方と関係づけることも問題にならない。かかる傾向には国家法のひとり歩きを許すものがあると筆者には思われる。日常生活を含めて生き方の選択は常に求められているが、その場合多々職場の論理や地縁などが国家法と同じく優位して当然とされるのは珍しくない。このように実は一方の優位も他方の劣位も法の多元性から来るその矛盾衝突の一つの解決法なのではないのか。もしそうなら矛盾衝突の構造は検討に値しないだろうか。

もう一つには、本稿が特殊的に論ずる教会法の問題がある。次の問題提起に対し筆者なりに対論を試みたいのである。すなわち「無任所教師が国家公務員（国立大学助教授）の身分を持ちかつ伝道所を開設しても、それは日本基督教会（以下「日基教会」と略）規則の教師任職誓約すなわち『教師としての職分を忠実につくすこと』に違反しない。」

教会法にかかわる問題提起を検討する上で、日本では方法論も未成熟で関係文献も不十分という現状をよくわきまえておかなければならないと思う。そこで筆者は、日本の教会法を外国のそれ、しかも関係の深いものと比較する方法を取り日本の教会法の構造や解釈の幅を明らかにしようと思う。特に日基教会規則はその上位法たる日本基督教会憲法（以

下「日基憲法」と略)とともに改革派と長老派に属するので、その傾向をもっとも集約的に示すカルヴァンの神学をまず検討し、その上で主にアメリカの改革派と長老派の憲法規則を比較検討してみたい。西ドイツについても若干触れたい。それから国家法とのかかわりについて述べれば、日本国憲法は思想良心の自由や信仰の自由を保障するので、国家公務員がどんな思想良心信仰を持っていても全く自由であり、当面の主たる課題は国家法より教会法にかかわる。

## 第1章 カルヴァンの神学における教師のつとめ (ministerium)と職務(officium)の関係

本稿の問題提起にかかわる神学的な論点は大体教師のつとめと職務にかかわる<sup>(1)</sup>。カルヴァンが「キリスト教綱要」<sup>(2)</sup>(以下「綱要」と略)で論じているところを主な手がかりとして検討してみよう。

### 第1節 エペソ書の職制

カルヴァンはエペソ書4章11—13節を解説し<sup>(3)</sup>、その要点は筆者のみるところでは三つある。以下三つの項に分けて順次検討する。

#### 第1項 母なる教会のつとめ

カルヴァンによれば神は母なる教会のふところに子らを集める。この母なる教会の中で「教会のつとめ」(la ministère ecclésiastique)<sup>(4)</sup>によって子供も大人も共に養われ統治され成長する。例えば次のようにいわれる。

「神が——一瞬にしてその民らを完成にいたらしめる力を持っているにもかかわらず——ただ教会の教育(educatio Ecclesiae)のもとにおいてのみ、[少しずつ、少しずつ]かれらを育て上げて成人の段階にまで達せしめること以外を欲していない」<sup>(5)</sup>。

このように教会のつとめは神の子らの成長をはかることつまり教会の教育を意味する。そしてこの教育は成長を待つ神のあわれみに由来し、また子らを靈的に支配統治することでもあり政治的に支配統治することと混同されてはならない<sup>(6)</sup>。

#### 第2項 天上の教理の説教

教会のつとめは教育方法にかかわる。カルヴァンによればその教育方法は神が直接人間に「天上の教理の説教」(caelestis doctrinae praedication)<sup>(7)</sup>を行うのではなく、牧師(pastor)がそれを行う<sup>(8)</sup>。牧師が行うといっても、しかし、カルヴァンの強調する点は神が「教会の手を通じて」、「福音の機関を通じて」、「祭司の口を通じて」天上の教理の説教を行う方法である。この手・機関・口とは人間そのものでありそして「土の器」あるいは「補助手段」でしかない。しかしそれにもかかわらず「天上の教理を宣べ伝えるつとめ」(caelestis doctrinae ministerium)<sup>(9)</sup>を課されている。

(1) したがって土の器に「はかり知ることのできない宝を盛って、差し出されている」<sup>(10)</sup>。つまり神はこの秩序の創立者として土の器の中に現臨する。土の器はつとめのゆえに宝を持っている。言い換えれば人間と天上の教理とは教会のつとめを媒介に結びつく。「神はこの宝を教会に委託した」<sup>(11)</sup>からである。

(2) では土の器の中に宝を持つことを可能にするつとめをどう考えるべきか。カルヴァンはこれを「人間のつとめ」(hominum ministerium)<sup>(12)</sup>と呼ぶ。それは次のようである。

人間のつとめとは「いわば『代理人』の仕事なのであって、かれらにその権利と榮譽とを譲渡するのではなく、ただかれらの口を通じて、御自身の御わざを行ないたもう。……ちょうど、それは職人が仕事のために道具を用いるのと違わない」<sup>(13)</sup>。

そうすると人間のつとめとは人間が教会のつとめを担うことを意味するのであって、人間が固有につとめを持っているという意味ではないと思う。あくまでつとめの主導権は神にある。

(3) 人間は教会のつとめを担う道具でしかない。道具それ自体に価値があるのではない。道具に価値が出てくるのは道具に与えられた「職務」(officium, munus)を果たしたときである。したがってこの職務は「機能」(functio)とも呼ばれる。つまり職務概念は実体的存在論的概念ではなくて機能概念である<sup>(14)</sup>。そうすると機能としての職務を担う人はどう呼ばれるか。カルヴァンによれば「職務(officium)に命じられており、その職務(muneria)を果たすだけの恵みを与えられている」人間が「仕え人」(ministri)<sup>(15)</sup>である。こうして仕え人は自己に固有なものは何

も主張しえなく、むしろ教会のつとめを実行する具体的個別的な職務を忠実に果たしているかどうか問われる。

このようにカルヴァンは教会のつとめと職務とを区別していると要約できるだろう。

それでは一体、仕え人が果たすべき職務の内容つまり教会のつとめの内容は何か。カルヴァンはそれは神の言葉たる天上の教理の説教であるという。言い換えれば教会のつとめの対象は「教会に固有な」恵みとしての罪を赦す権能(鍵の権能)である。「この恵みは、教会の仕え人たち、牧師たちを通じ、あるいは福音の説教、あるいは聖礼典の執行によって、われわれに配分される」<sup>(16)</sup>。それゆえに仕え人の職務は教会に託された「御言葉と聖礼典のつとめ」(verbi et sacramentorum ministerium)<sup>(17)</sup>を遂行することである。こうしたつとめ——仕え人——職務の区別と関係を念頭に置きつつ、カルヴァンがエペソ書を解釈するところを見てみよう。

(4) カルヴァンは「キリストの制定」した教会の統治に当るものとして使徒・預言者・伝道者のグループと牧師・〔神学〕教師のグループを区別する。前者は特別な職務(munus extraordinarium)であり機能(functiones)であり永久的な制度でなく一時的なつとめ(temporaria ministeria)である。他方後者は教会における通常の職務(ordinarium munus)であり「教会に決して欠けてはならない」そして「制度化されて永続するつとめ」(instituta et perpetua〔ministeria〕)である。そして牧師と〔神学〕教師(doctor)は職務と機能の区別である<sup>(18)</sup>。

(5) 以上のようにカルヴァンはつとめを複数で考えている(使徒・預言者・伝道者そして牧師・〔神学〕教師というように)<sup>(19)</sup>。職務も複数で考えられるのは当然である。いまつとめの複数性に多少触れておくと、カルヴァンは時代を越えて永久に残る「つとめ」(ministeri, ministeriumの複数形)として三種類の仕え人<sup>(20)</sup>すなわち長老(presbyter)の一つである牧師または〔神学〕教師、会衆の行状の監察と矯正という「治めること」(gubernatio)に当る長老、「貧しい人たちへの配慮」(cura pauperum)と教会財産の管理に当る執事(diacon)を主張する。

### 第3項 敬虔の訓練

第1項と第2項で述べたところは神から人間に対する方向で主に考えられる。それに対し第3項は人間が神の統治の仕方にどういう姿勢をと

## 教師のつとめと職務の関係

るべきかについて述べる。すなわちすべての人は「柔和な、またすなおな精神をもって、この用にたてられた教師たちの指導を受ける」<sup>(21)</sup>のなければならぬ。かかる神の統治方法に対する人間の柔順さは「敬虔の訓練」(pietatis exercitio) とか「敬虔の教理」(pietatis doctorina) といわれる。そこでカルヴァンは神の直接的で靈的な支配を強調する再洗派を厳しく批判して次のようにいう。

「思いあがりや、うぬぼれや、ねたみに駆られて、個人的に読書したり、瞑想したりするだけで、信仰の成長に十分だと信じ込み、公けの集会をあなどり、説教を余計なしわざである」といってはならない。したがって「教会は、外的な形をとる『説教』によってでなければ建てられず、また、聖徒たちは、心をひとつにして学び、かつ成長し、神によって規定された教会の秩序を遵奉する、という以外のいかなるきずなによっても互いに結び合わされることはない。それゆえに教会の外に救いはない。

こうした文章を読むとカルヴァンは教会の秩序を重んじているのがわかる。しかし注意すべきだと思うことはカルヴァンが徒らに秩序を強調しているのではないということである。というのはカルヴァンは教会の秩序を神のあわれみから捉える視点を打ち出しているからである。この思慮の側面は、秩序の客観性の意味を主体的能動的に受容させる力ではないかと思う。それゆえに敬虔の訓練は、人間の自己抑制と服従を要求するものであると同時に、前述した母なる教会という要点と切り離されてはならないだろう。

### 第2節 つとめと職務の関係づけ

次にカルヴァンのいう「御言葉のつとめ」(verbi ministerium) と「職務」(officium, munus) の関係づけに的を絞って検討しよう。カルヴァンのいうつとめと職務の関係はこれまで不即不離を前提していた。両者が密接な関係にあるとしても、カルヴァンはその関係を論理必然的なものとは考えていない。そうではなくてつとめと職務を法的にしたがって手続的に関連させようとする。そのために視点を変えればつとめと職務とが時に乖離し仕え人の腐敗墮落が生ずる可能性を防ごうとする。御言葉の説教と聖礼典の執行が教会の目印であるとカルヴァンは考えるので<sup>(22)</sup>、それらの純粋性を保つことへの関心は御言葉の仕え人の忠実さと質的向

上に向けられる。本稿では忠実さが問われる。さてカルヴァンは牧師・〔神学〕教師、長老、執事という教会の三種類の仕え人が立てられる仕方を論じるが、その際カルヴァンは長老・執事についても牧師・〔神学〕教師とほとんど同じく考えている。以下牧師を中心に述べて行こう。

#### 第1項 召し

カルヴァンは「召し」(vocatio)を「隠された召し」(arcana [vocatio])と「教会の公けの秩序に関する、外的な、格式にしたがった召し」とに区別する<sup>(23)</sup>。そしてこの二つの召しは共に教会の真の仕え人には必要だという。決して隠された召しという仕え人の内心における主観的な召しの意識とその意義を軽く見てはいない。

隠された召しは「神に対する真摯な恐れと、教会の徳を建てるための熱意とから、この委ねられた職務を受けた、ということについての、内心の良き証言」である。このことはわれわれのつとめが神によみせられるのを願うならひとりびとりに必要である。しかし「悪しき良心」(mala conscientia)からこのつとめについたものがない、「かれの悪は明るみに出ていない以上、会衆に対しては正当に召されたもの」である。

さらにカルヴァンは隠された召しを前提条件としつつ外的な召しすなわち法的・手続的に職務を受けるための四つの必要条件を示す<sup>(24)</sup>。すなわち仕え人は、(1)どんな人か、(2)どうやうて選ばれるか、(3)誰に任せられるか、(4)どんな式典・儀式で按手 (initio) されるべきか。本稿に関連あるところを見てみよう。

(1)について——仕え人になりうる人は、職務を完遂するに必要な能力(学力など客観的要素)を備えていることが必要である。

(2)について——宗教的な恐れをもって祈って選挙 (electio) することが必要である。

(3)について——隠された神の召しに加わえて「教会の規律」(Ecclesiastica disciplina)<sup>(25)</sup>のために選挙すなわち聖霊による選び (electio) を考える。

カルヴァンは、「民衆の同意と是認とによって立てられたものを適格者と見る」。しかもこの会衆による選挙の管理は他の牧師たちが当るべきだという。「それは、群衆が、あるいは軽々しく、あるいは悪しき熱心により、あるいは騒々しく選挙するあやまちを犯すことがないためである。」<sup>(26)</sup>

(4)について——「任職」(ordinatio)の儀式は手を置くことつまり按手礼である<sup>(27)</sup>。この按手礼の儀式の意味は、①つとめの尊さが称揚されること、②任職を受けたものが神と教会への奉仕に捧げられたことを警告されること、③御霊による恵みの働きがあることである。それゆえにカルヴァンは按手礼を聖礼典に入れず、按手礼を受けるものに特別な権威あるいはカリスマが属性として与えられるともいわない。かかる任職の儀式を経て按手礼を受けたものが仕え人の職務につく。

以上の(1)～(4)を要約すると外的な召しの問題は次のようになる。「古代教会の仕え人たちが、選挙ののちのような儀式によってその職務に任命されたか」<sup>(28)</sup>。このようにカルヴァンは仕え人は法的・手続的に教会の規律に従ってはじめて職務を遂行できるというのである。そのためにカルヴァンは法的・手続的制約を無視して「教会の公けの職務」(publicum in Ecclesia munus)<sup>(29)</sup>が遂行されてよいとは決して考えない。

## 第2項 仕え人の戒規

カルヴァンは会衆と聖職者の戒規あるいは規律(disciplina)を詳しく論ずる<sup>(30)</sup>。そして「聖職者の行状についての厳正な検討を命じた古い規律」の回復に関心を向ける<sup>(31)</sup>。

古代の教会法典でその罰則の適用のために①司教が教会法にのっとり、自分のもとにある聖職者を支配した。②年に一～二度それぞれの州ごとに会議を開いて職務逸脱の審判をした。「聖職者は、自分自身に対しては、大衆に対するよりもはるかにきびしかった。たしかに、一般信徒は(いうならば)よりやさしく、よりゆるやかな戒規によって指導されるのがふさわしい。」<sup>(32)</sup>

カルヴァンは仕え人が職務を忠実に果たさない腐敗墮落の実例を数多く紹介し徹底的に批判する。本稿とのかかわりで興味ある点は、カルヴァンが、職務の形骸化の例としてカルケドン会議(451年)で取り上げられた「絶対的任職」(absolutae ordinationes)に関して述べるところである。カルヴァンは次のようにいう。絶対的任職とは「任職を受けたものに対し、同時にその職務を遂行すべき場所を指定しないもの」<sup>(33)</sup>であり、カルケドン会議はこれを禁止した。つまりカルヴァンの指摘するところは、任職を受けたものがその職務遂行すべき任地を持っていないことは禁止されるというものである。そしてカルヴァンは絶対的任職の禁止の

意義として次の二点を述べる<sup>(34)</sup>。

(1) 教会会計の負担がかからなくなる。「貧しい人たちに与えねばならないものを非生産的な人間のために消費してはならないから」。

(2) 「任職されたものが、自分は名誉ある地位 (honor) へ上げられたと考えるためではない。そうではなくて、儀式的な誓約によって果たさなければならない義務が、自らに命じられていると考えるためである。」

上述の(1)は当然として、(2)は仕え人の職務が名誉職ではありえないことを指摘するものである。こうしてカルヴァンはつとめを担う仕え人が、教会における職務を忠実に果たすことを要求する。職務はつねに教会のつとめと法的・手続的に結合されるように配慮されている。

## 第2章 比較教会法論

カルヴァンの神学は教会のつとめと職務を区別しつつ関係づけようとしている。この中心的な論点が実定的教会法にどう反映しているかを以下比較法的に考察しながら、はじめに紹介した問題提起を検討することにしよう。本稿の論述を容易にするために論点を整理すればおおよそ以下の三つの節が考えられる。

### 第1節 教師論——日基教会規則14条1項と無任所教師の関係

日基憲法7条は仕え人としての教師を牧師・宣教教師・神学教師に限定列挙している<sup>(35)</sup>。無任所教師は日基憲法に直接明記されていないのだが慣習法的に容認されていて、日基内では教師でありながら牧師・宣教教師・神学教師の地位に大体ついていないものをいう。老齢で引退した引退教師や病気で休職している休職教師も慣習法的に容認される。実際無任所教師には様々なタイプ(例えば病氣療養中、招聘待機中、結婚、留学など)があってその法的地位の検討は必ずしも充分なされていない。したがって日基憲法が教師の種類を限定しつつ他方で実際慣習法が教師のあり方を拡大しているという状況も認められる。慣習法は実定法の周辺に位置するが、あまりに慣習法が教師のあり方を拡大すれば実定法に基づく本来の限定の意味は損われる恐れもある。それゆえに日基憲法の教師の種類つまりあり方の限定の意味と慣習法による教師のあり方の拡

大の余地とは慎重に問われるべきであろう。

#### 第1項 日本基督教団

日本基督教団（以下「日基督教団」と略）の教規128条1項は、教会担任教師・巡回教師・神学教師・教務教師（日基督教団関係学校等に在職する者や日基督教団から派遣されその他で在職する者）・在外教師を定める。さらに同条2項は休職教師（留学中、病氣療養中、その他病氣療養中に準ずる「特殊事情を認められた者」）を、同132条は引退教師を定める。以上の128条の教師と132条の教師のどれにも該当しない教師を無任所教師（128条4項）と定義している<sup>(36)</sup>。これらの教師を整理して「教会の担任者となった場合」と「教会担任以外の職務に従事した場合」に区別し、前者を牧師、後者を神学教師・教務教師・巡回教師・在外教師と呼ぶ説がある<sup>(37)</sup>。そしてこの説は「これらのほかに、休職教師、無任所教師、隠退教師」がいるという。この説にならえば日基督教団では教会担任いかんの区別が「職務」（128条1項）による重要な「分類」（同）となる。そのために休職教師、無任所教師、隠退教師は職務を持たないものとして分類される。

#### 第2項 西ドイツのプロテスタント教会

日基督教団の教職制はドイツ福音主義教会（Evangelische Kirche in Deutschland, EKD と略）に似ている。牧師（Pfarrer）にも適用されるEKDの教会職員法（Kirchenbeamtenengesetz）<sup>(38)</sup>は、「教会職員の奉仕（Dienst）は、主イエス・キリストから教会が受けた委託の下にある」（2条1項）という。そして牧師以外にも「靈的つとめ」（das geistliche Amt）に任ぜられた者が働く余地はあり（44条2項）、教会奉仕契約規則（Kirchliche Dienstvertragsordnung）<sup>(39)</sup>は実際教会外の多数の奉仕活動（Kirchlicher Dienst）に言及する。それゆえに領域的場所的に特定の各個教会にかかわる牧師職と、「各個教会の枠を越えて働く牧師職」（ein übergemeindliches Pfarramt）すなわち青年担当牧師や社会活動牧師も存在する<sup>(40)</sup>。同じようにEKDに属する改革派的ルター派的教会のリッペ・ラント教会（Lippische Landeskirche）の牧師奉仕法（Pfarrerdienstgesetz）<sup>(41)</sup>も各個教会の牧師職と各個教会の枠を越えて働く牧師職を規定し（2条）、各個教会の枠を越えて働く牧師はこれ以外のもの、すなわち、「牧師職を担わない者」（eine freie Pfarrstelle）にもなりうる（61条）と規定して

いる。このように教会担当牧師と教会担当でない牧師とが実在し、後者は前者のもっているつとめの機能のすべてを行使するわけではなく、むしろ個別的責務を果たさなければならないと解説されていて、かかる教会担当でない牧師は「教会指導に当らない牧師」(Pfarrer ohne Gemeindeleitung)とも呼ばれる<sup>(42)</sup>。これは日基教団でいう無任所教師とは全く違う。次に EKD の教会職員法は牧師の休職(Wartestand)と引退(Ruhestand)を定めている(47—63条)。休職についていえば休職は手続を経て認められる(47条)。休職者は上司から求められれば「いつでも」(jederzeit)奉仕につかなければならない(53条)。休職教師は満5年経過するあるいは「充分な理由なしに」奉仕への復帰要求に従わないなら、また仕え人たる教師に求められる奉仕義務の実行を拒否すれば引退教師になる(61条, 51条)。その他連邦議会議員に選挙されればその者は引退教師になる(公職選挙教会職員関係命令2条)<sup>(43)</sup>。リッペ・ラント教会でも休職教師は「牧師職を担わない者」(eine freie Pfarrstelle)になりうるが(牧師奉仕法67条, 61条)、教会の奉仕を受ける義務を依然持っている(67条)。そして休職牧師が「充分な理由なしに」その義務を果たさないなら引退になる場合もある(同)。そして牧師がラントや連邦の議員に選挙されれば EKD と異って休職になる(35条)。さらに引退牧師についていえば、牧師職の終身制にもかかわらず、定年による引退制度があり、また病気のため職務遂行が不可能な場合にも引退が認められる(70条以下)。なお休暇の制度(教会職員法20条とリッペの牧師奉仕法21条は病気療養についても認める)と研修の制度(牧師奉仕法20条だけでなく EKD でも広く認められている)もあり、これらは休職とは違うので注意される。最後に教会職員の奉仕関係終了は死亡は別として解職(Entlassung aus dem Dienst)、退会(Ausscheidung aus dem Dienst)、免職(Entfernung aus dem Dienst)がある(教会職員法64条以下、リッペの牧師奉仕法77条以下)。牧師奉仕法84条以下は「任職に基づく権利喪失」(法による喪失、放棄、権利停止)を、90条以下は復職を扱っている。

以上のように西ドイツのプロテスタント教会の職制を概観すると無任所教師にズバリ該当する制度はない。しかし無任所教師に相当する事態は休職牧師についてほぼ生じていると考えられる。重要なことは休職制度に何を盛り込むかである。その際考慮されているのは、休職牧師は任

職誓約の遂行がつねに要求されていることと休職牧師は義務の遂行ができない「充分な理由」を持っているかどうかの二点である。筆者の意見によれば、この二点は、西ドイツのプロテスタント教会で、仕え人が御言葉のつとめを職務において実際に実行するという宗教改革の伝統の継承である。それゆえにカルヴァンが提示した神学的論点、つとめ——仕え人——職務の関係づけの教会法的要点がここに見出されたと思う<sup>(44)</sup>。こうしたことは以下繰り返し確認される。

### 第3項 日米の改革派長老派教会

(1) 日本基督改革派教会規程<sup>(45)</sup> (以下「日基改革派規程」と略)によれば牧師の種別には、牧師・宣教教師・神学教師・巡回教師・宣教教師・「その他教会が必要とする職務」につくものがある。そして最後の「その他」の職務につく者には「福音を広めることによって、教会の徳を建て、教師としてのあかしを立て」ることが求められる(第1部政治規準7章41条)。ここでも教師の職務を休職する休職教師(134条)、各種の職務から引退した引退教師(135条)、「召命感の喪失、病氣、その他の理由により、教師の職務を果たせなくなった」者で中会が認めた解任教師(136条)もある。日基改革派は教師の職務を「その重要性のゆえに、教会において第一位を占めるもの」(33条)と定義し、その名称の相違を「職務の階級」でなく「同一の職務」の多様な表現(同)といているから、その主要な関心は、教師の平等性にあり、教師が職務についているかどうかの区別に向けられる。教会担任いかんはあまり強調されていない。

それでは、教師がつとめを職務として忠実に果たしているかどうかを法的に処理する仕方に目を向けてみよう。「教師の職能怠慢」について次のように規定している。

「教師がその職能を正規に遂行することを2年間常習的に怠る場合には、中会はかかる怠慢の原因を調査し、「必要ならばかれの契約違犯のゆえに」かれに対して教会裁判手続きを提起しなければならない。そしてかれの「怠慢の原因」が、①「教会に受け入れられないこと」、②「招請を受けるに至らないこと」、③「教師の働きに対する彼自身の関心の欠如」であることが「明らか」になるならば、中会は、「聖なる召命の証拠の欠如のゆえに教師候補者から免許を取り消すと同一の原則の下に、戒規をとまわずして、当人の意思に反してもかれの職務を罷免することができる」(第2部訓練規程63条)。

以上の①～③は教師の職務怠慢を判断するには一般的に役立つであろう。ところで、休職教師と無任所教師とはある面でダブルなのでそれを除いて、教師の職務を持ってない正当な特殊事情ある無任所教師のことをいえば、上述の①～③は、その正当な特殊事情の内容を判断するには相当便利であろう。もっとも注意しなければならないことに、職務怠慢は教師が職務を常習的に果たしていないという行為であって、しかも中会の承認していないものつまり中会がオーソライズしていない行為だが、教師の職務を持ってない正当な特殊事情ある無任所教師とは中会の承認した地位つまり中会がオーソライズしている地位である。したがって上述の①～③がただちに無任所教師に該当するわけでない。この相違は重要である。

(2) 日基改革派のこのような傾向はほとんど合衆国長老教会(いわゆる南部長老教会)の教会規則(1961)<sup>(46)</sup>に見られる。すなわち、

「御言葉の教師」(Minister of the Word)の「職務」(office)は威厳と有用性のどちらのためにも教会第一のものである。しかし様々な名称は「職務の様々な段階を示すものでなく、すべて同一の職務を表わす」(統治形態10, 1)。教師の種別としては牧師(Pastor)、[神学]教師(Teacher)、宣教教師(Evangelist)、その他教会の必要な仕事につく者(行政的事務、キリスト教的奉仕活動)(10, 3:5:6:7)がいる。なお教師には神学校で働く者だけでなく、大学の青年の教育に担わる者もいる。そして教師の終身制をとりつつ定年に達した者は名誉引退教師(Honorably Retired)になる(16, 2:28, 4)。

さらに教師の職務への召しを見ればそれはカルヴァンの教師論そのものである。

それは「聖霊による神の行為」である。召しは、①人の側での良心の内なる証し、②教会の側での神の民の承認(選挙)、③教会会議体の判断から考慮される。そしてこの召された者は選挙の後で任職(Ordination)を受けて職務につくが、この任職は祈りと按手を伴うもので正当に(duly)職務に召されたという「権威ある承認」(authoritative admission)でしかない。そして神は召された者に教会の職務を担うにふさわしい賜物を与える(23, 1-4)。

次に日基改革派の政治規準すなわち統治形態には見られないもので、南部長老教会規則で注目される点は、「何人も特別な仕事(specific task)

## 教師のつとめと職務の関係

で働く以外に教会でいかなる職務にも任職されてはならない(統治形態23, 5)と定められていることと、教師は「明確な仕事」(a definite work)に召される(26)、といわれていることである。この規定に相当する内容はすでに1956年の教会規則<sup>(47)</sup>で次のようにいわれていて、筆者にはその方が好ましい。

「教会の職務はどれも、聖書によれば、特別の責務 (a special charge) であるから、もしも明確な仕事 (a definite work) の遂行のためにあるのでなければ、何人も任職されてはならない」(統治形態21, 105)。

このように教師の職務は具体的で特別で明確な責務、仕事である。これはカルヴァンが絶対的任職の禁止でいったことに相当する。また、南部長老教会規則が教師の職務怠慢(derelection)についていうところは(訓練規程107, 8)、西ドイツのプロテスタント教会が休職教師のあり方を消極的に(充分な理由なしに奉仕しないこと)表現したものに当り、またこれは前述の日基改革派の説明にも当る(第2部訓練規程63条参照)。したがって南部長老派教会規則は、教師の職務の忠実さを統治形態(form of government)と訓練規定(rules of discipline)の両方から考えているといえる。このことは、日基改革派教会規則が訓練規程だけで教師の職務のあり方を規定していたのに対比される。それゆえ南部長老教会の傾向は本稿の分析にとって有益な視点となってこよう。

(3) アメリカ合衆国合同長老教会(「以下「合同長老教会」と略。いわゆる北部長老教会の系譜)の教会規則(1967)<sup>(48)</sup>は以前のもの(1941, 1956)<sup>(49)</sup>や諸教派のものと比べてみると大きな特色を示している。すなわち伝統的に教会規則は統治形態(form of government)、訓練規程(book of discipline)、神礼拝指針(directory for the worship of God)の順序で構成される。ところが1967年の教会規則は神礼拝指針が先に来てその次に統治形態そして訓練規程と続くように変わったのである。そして構成の変化は職制のとらえ方の変化あるいは強調点の移動となっている。すなわち合同長老教会の神礼拝指針は「礼拝する教会とそのつとめ」(the worshiping church and its ministry)の表題の下でほぼ次のようにいう。

神は子を教会を通して結果させる。教会は聖霊の力で支えられ人の力で支えられるのではない。すべて信ずるものはイエス・キリストのつとめ(ministry)にあずかる。このつとめとは、聖霊を通じて、啓示と和解の神の言葉その

ものであるイエス・キリストが語り行為するつとめである。キリストは神の仕え人で僕であり、このキリストにおいてしかもキリストを通じて、全教会と全会衆がキリストのつとめに召されている。教会も会衆もキリストの教会に仕え、またこの世に向けてその奉仕を広げなければならない。こうしたつとめはすべてのキリスト者が負っているが、賜物の違いから教会の中で御言葉と聖礼典の特別な仕事・職務を命じられた人たちがいる。

この主張は、聖霊を通じてキリストのつとめにキリスト者があずかり、かくして全会衆に与えられた賜物の相違とそれに対応した職務の区別を認め、かくして教会の職制を根柢づけるものである。したがって教会の職制は聖霊を通じたキリストの支配に基礎づけられる。かかる教会の職制論はカルヴァンの綱要におけるよりも「エペソ書註解書」<sup>(50)</sup>の方に強く出ている。すなわちカルヴァンはエペソ書4章11—13節を註解するに当り次のように要点を述べている。

パウロはエペソ書4章7—10節で述べた「恵みの分配」(gratiarum dispensatio)の問題をここで敷衍している。すなわち「音楽においてさまざまな音が集まって一つの快い旋律をつくるように、この多様性から教会に一つの一致がつけられる。しかし同時に外的な御言葉のつとめ(externus verbi ministerium)を、そのもたらす効用のゆえに彼は紹介する。要するに、福音が、その職務(munus)に任ぜられたある一定の人々によって説かれるということは、教会が完全にこの世に存続して最後にまったく完成されるにいたるために、教会に保たれるように主が望んでおられる統治であり秩序である。しかし聖霊の賜物についていわれていたのに、なぜパウロはここで賜物でなく職務(officia)に触れているのかと驚く人がいるだろう。私はこう答える、人々が神に召されるときにはつねに、賜物は必然的に職務(officia)と結びつけられると。」

このように合同長老教会は聖霊論とキリスト論から仕え人の職務を位置づけるから、それはカルヴァンの職制論に一致する。それゆえに合同長老教会も万人祭司論(Allgemeines Priestertum)をとっていない<sup>(51)</sup>。

ところで合同長老教会規則は「つとめをたてることについて」(of the ordering of ministry)の章の中でつとめの単一性とつとめの形態の複数性を主張しその上で職務について述べている。この合同長老教会の職制論は基本的にカルヴァンの線と一致するといえるが、以下若干検討しておく必要があるだろう。

## 教師のつとめと職務の関係

一般的にはルターはつとめ (Amt, ministerium) を単数でとらえ、カルヴァンはつとめ (ministère, ministerium) を複数でとらえたという。この違いとしてヴォルフ (Erik Wolf) によれば<sup>(62)</sup>、ルターでは祭司のつとめは神法的にたてられ、牧師のつとめは人間の法に基づく。「祭司のつとめはすべて洗礼を受けたものに属し、しかし牧師のつとめは (秩序のゆえに) 官憲がそのために任命したのものによってのみ行使される」。カルヴァンでは「キリストは様々な機能の仕方 (『つとめ』〔複数形〕(Ämter)) においてその『つとめ』〔単数形〕(Amt) をたてた。それら〔機能〕は教会の構成に本質的に必要であり、したがって神法的性質をもっている。」このようにヴォルフは、ルターがつとめを単数で人のたてた制度と理解し、カルヴァンがつとめの機能を複数 (Ämter) でしかも神のたてた制度と理解している。したがってヴォルフにならえばカルヴァンはつとめそのものとつとめの機能とを区別している。こうしてみれば合同長老教会規則も、カルヴァンにならって、まずつとめの神法的起源に触れ(37, 01), その上で「つとめは一つである。しかしつとめの特別な形態 (special forms of ministry) は、宣教、聖礼典、教え、訓練、愛と正義の働きのような特別な仕事とわざ (special tasks and skills) を強調できる (37, 02)。男も女も、神の摂理と恵みの賜物によって、つとめの個々の形態 (particular forms of ministry) を引き受けるように備えられるときには、教会はかれらをそのつとめに召すことができる (37, 03)」と宣言している。したがってこの教会規則ではつとめの単一性とつとめの機能的な形態の複数性が統一的に考えられている。人々が教会の召しを通して得るものはつとめそのものではなくてつとめの機能的な形態である。そしてこの形態は、改革派の伝統に立って、「監督あるいは教師、長老、執事」(bishops or ministers, ruling elders, deacons) の「職務」(offices) である (37, 05) といわれる。こうしてみれば合同長老教会規則にも教会のつとめ—仕え人—職務の区別が認められる。

合同長老教会規則は仕え人の例を牧師、〔神学〕教師の他に多数列举している (例えば預言者、伝道者、チャプレン、宣教師など) (統治形態38, 01; 38, 05; 38, 07; 38, 08; 38, 09)。そしてこれらの職務はどれも「特別な責務 (charge)」であり、「何人も明確な仕事 (a definite work) の遂行のためにそれがあるのでなければ任職されるべきでない」(46, 03) といわれる。この職務のあり方の規定は、前述の南部長老教会規則 (統治形態23, 5; 26) と同じくカルヴァンのいう絶対的任職の禁止に相当する。なお、合同長老教会規則はキリスト教教育主事や中会の認めた機関

等における教師・医師等も認める(統治形態53.01)。さらに注目すべきことに、全体会議は教会をたて無牧を補うべくどこにでも宣教師を派遣できる。そして同規則は宣教師を「個別教会に関係のない伝道者、すなわち教師」(evangelists, or ministers, without relation to particular churches)といている(52, 05)。この教師と同じ性格のものを1956年アメリカ合衆国長老教会(いわゆる北部長老教会)の憲法は「牧会責務のない教師」(a minister without pastoral charge)といいその具体例として伝道者、教師、雑誌編集者などを掲げている(統治形態 XV, 4, (9))。したがって a minister without pastoral charge とは西ドイツに見られた Pfarrer ohne Gemeindeleitung と同じものだと考えてよいだろう。a minister without pastoral charge が無任所教師と関係がないのはいうまでもない。

次に教師の職務の忠実さをどうやって保とうとするかの問題を検討してみよう。ここでも教会訓練または戒規の課題とされる。本稿で論じるのは非行(offence)を犯した教師ではなくて、教会の法治権(jurisdiction)を放棄する(異端的団体への加入を含む)教師にかかわっているから、興味深いのは、名誉引退教師とは別に次のように規定されているところである。

教師が、肉体的精神的あるいは老齢のゆえに職務をなしえなくて引退したわけでないのにつとめを果たさなくなれば、中会はその教師の氏名を「活動していない者の名簿」(inactive roll)に載せることができる。「活動していない者の名簿に載った教師は、中会の会議で参加し投票する権利とそこで職務を持つ権利とを失う。」「活動していない者の名簿に載って2年経つと、中会はその教師と協議し、資格があればそのものを活動している者の名簿(active roll)に戻し、あるいは中会の名簿からその氏名を削除しその選ぶキリスト教会に転会する紹介状を与える」(訓練規程82, 19)。

この「活動していない者」(inactive)とは無任所教師に相当する。合同長老教会規則はその内容を具体的詳細に規定してはいないが、しかし同規則につけられた索引では「世俗的職業への本採用」(in secular employment, full time)がその例とされている。まさに北部長老教会憲法(1956)は「活動していない者」の氏名を中会教職者名簿から削除することを定める。すなわち、

「教師が、肉体的に続けられないあるいは定年に達したという理由からではなく、世俗的職業に本採用 (full-time employment in a secular occupation) されれば、そのものは2年たつとつとめを放棄 (leave) したと見なされ、中会は、本人の要請によりあるいは中会自体の発案 (initiative) により、事情を調査した後に、そのもののつとめの地位 (ministerial status) を解任して教師名簿からその氏名を削除することができる」。かかる教師は復職できる (訓練規定VII, 2, (b))。

したがって、教師が御言葉のつとめを職務として果たさないことは、つとめの放棄 (renounce) の一例にされる。この事例は、教師が、忠実に職務を果たしているかどうかを考える上で重要であり、無任所教師のあり方を検討するのに役立つ。

(4) オランダ改革派の流れに立つアメリカのキリスト改革派教会<sup>(53)</sup>とアメリカ改革派教会<sup>(54)</sup>の憲法規則は南北長老教会や合同長老教会のものに比べて簡略である。手持の関係文献は古すぎるが現在のもものと大差がないと思われるのでそれらによって以下検討して行く。

まずキリスト改革派教会規則 (1927) を見ると大筋ですで見たと長老教会のものとは一致する。興味あるところだけ注意すれば、教師と職務の関係で、カルヴァンのいう絶対的任職の禁止は採用されている。すなわち、

「何人も特定の場所 (a particular place) につかわされることなしに、御言葉のつとめに召されてはならない。但し、教会外部で働くようにつかわされる時は別である」(職務規程7条)。

ここでも絶対的任職の禁止を守ろうとする姿勢は強くうかがえる。教師が職務を離れるのは、老齢・病氣・名誉退職その他の場合であり(13条)、つねに、教会会議が承認してそれらが認められる。そこで、教師の職務の遂行における忠実さを保とうとする規程を概観してみよう。

(1) 御言葉の仕え人が適法に召されていれば生涯教会に奉仕することが義務づけられていて、「中会 (classis) の承認を得られるほど重要な理由のため以外には、世俗的職業 (a secular vocation) につくことは許るされない」(12条)。

(2) 教師が一時的にその奉仕を中断せざるを得ないとしても、それは小会 (consistory) のアドヴァイスなしで行われてはならず、またいつでも会衆の召しに従うべきである(14条)。

(3) 「特定の教会に責任のない説教者」(preachers without fixed charge)は存在する(9条)。「何人も、その教会のつとめを無視しているのに、あるいは特定の教会に責任がない立場にいながら、中会の同意と権威なしに見境なく〔教会で〕説教を許るされてはならない」(15条)。

これらで preachers without fixed charge とは合同長老教会に見られた ministers without pastoral charge と同趣旨のものである。この preachers without fixed charge のあり方として説教を教会で行うことの自重が求められるのは当然であろうが、かかる規程があるのは注目される。それは別としても、キリスト改革派教会規則の下で中会の承認を得て教会のつとめにつかない教師が存在している事実が暗示される。まさにこれは無任所教師に当たると思われる。具体的に例示していわれるものは世俗的職業につく教師であって例外的にしか認められない。それゆえ例外的に認められる理由こそ検討されるべきであろう。

「アメリカ改革派教会憲法とその註釈書」(1946)を見ると、御言葉の教師の中に「特定教会に責任のない」(without charge)者もいる(御言葉の教師規程21節)。この21節は、教師の所属する教籍に関して次のように定めている。

「教師は彼がそのメンバーである中会にだけ服する。牧師として彼は事実上その奉仕する教会のメンバーである。あるいは、もしも特定教会に責任がないなら、その者は解職の正式な手続を踏んで中会の定めたところに従い選択する教会のメンバーになりうる」。

したがって同規程は、「特定教会に責任のない教師」(minister without charge)<sup>(55)</sup>のための教会籍を定める。そして問題になることは、かかる教師が、その所属する教会の小会の構成員すなわち長老になれない(21節)ことである。

次にアメリカ改革派教会は、教師が職務を忠実に果たすことを求めて次のように定める。

「ひとたび任職されたものは誰でも、つとめの積極的働き(activ work)を勝手に放棄してはならない。あるいは退職によって、教師の職務を勝手に放棄することがあってはならない。それに関して中会が審理し決定する重要な理由がなければならない」(8節)。

この節は中会が承認すれば、教師が職務を離れるつまり「つとめの積

極的働き」を行なわなくなることを認める。したがってここに職務につかない無任所教師が生れる余地がある。では、どんな場合に教師が職務につかないことが中会で承認されるか。参考になるのは次の註釈<sup>(56)</sup>である。

- (1) 中会が承認する理由は「肉体的、精神的病氣、ある種の障害状況、重要な利益のために教師の別な働きが緊急に必要であること、教会組織外にある同盟関係施設での教派的地位や奉仕への招聘」である。
- (2) 教会に仕えない、つとめの積極的働きにつかない、しかも中会に申し出ることなく中会の判断を受けない、かかる教師がいる。
- (3) 「慣習ではこれは全く大部分、個人の判断と良心にまかされてきた。しかしここで、その職務の働きは、十分な理由なしに中断されるべきではないし、審理し判断することは本来中会の手続に属する」。

この註釈は、他でなら教師の職務そのものとするもの（別の働きが緊急に必要なこと、同盟関係施設で働くこと）をつとめの積極的働きと考えない。しかも他では休職と考えるもの（肉体的、精神的病氣）も同じく考えない。ということは、アメリカ改革派教会憲法規則は、教師がつとめを職務において果たす範囲を狭く解釈し、他方で、つとめの積極的働きに含めない範囲を広く解釈している。したがって、その結果、教師の職務の遂行の忠実さを厳しく考えることになる。だが慣習法としては「個人の判断と良心」にまかされるから、教師の忠実さを教会法的に担保するのは弱くならざるをえないだろう。註釈がそうした事態を避けて中会の審理と判断を優先させるべしというのは、けだし当然である。

#### 第4項 まとめ——中間——

以上宗教改革の伝統に立つ諸教会の教師論を概観すると、教師の中には、終身制に立ちながらも、定年や病氣による引退教師あるいは休職教師、特定教会に責任を持たない人がいた。これらは、教師がつとめを職務において忠実に果たすことを前提している。ところが、教師でつとめを職務として果たさない人もいる。これがカルヴァンのいう絶対的任職の対象である。カルヴァンは絶対的任職の禁止を主張した。そして諸教会規則は教会法的にその禁止を実効あるものとしようとして努力してきた。本稿が目したのかかる絶対的任職の禁止の法的展開であった。したがって、今後は信仰訓練あるいは戒視が課題であり、具体的には、

改革派や長老派が教師の職務怠慢の原因としてかかげるところを参考にして、無任所教師のあり方を検討しよう。

#### 第5項 日基教会規則14条1項

(1) 教師の職務怠慢を考える上で、たしかに、日基改革派規程がかかげた前述の三つの判断基準は、具体的で目安になる。しかしこれはあくまで怠慢の問題処理に使えるのであり、本稿のような中会がオーソライズした無任所教師のあり方を判断するにはただちに有効であるとはいいがたい。以下少し整理してみよう。

まず日基教会規則14条1項は次の通りである。

「たとえ譴責のない教師であっても、神の召命意識を喪失して退職を願出るか、またその職を放棄したものがあれば」中会はその名を別帳に移すことができる。

本稿では召命感喪失でなくて職務放棄が問われるからこの条項の「その職を放棄したもの」の意味が問われる。そこでこの条項の解釈の手がかりを得るため日基改革派の職務怠慢の原因のひとつひとつを検討し、本稿に使える範囲と程度を考えてみよう。

(1) 「教会に受け入れられないこと」は無任所教師になる理由となるだろうか。教師がいくら努力しても「教会に受け入れられない」場合はある。これは教師が教会を辞職する理由にはなりうるが、無任所教師の地位を理由づけるものとはなりえない。

(2) 教師が「招聘待機中」の場合には「招請を受ける」ことはその者の願いである。問題は招聘を受けようとしてどのような準備と努力をしているかであろう。教師は職務を持つ義務があると宗教改革の伝統に立つ教会は強調するから、もしも「招請を受けるに至らないこと」があれば、それは本人と中会の悩みであり苦痛である。したがって中会の承認の下に教師が職務を離れて「招聘待機中」の地位としての無任所教師になるのは、全く異常なこと例外的なこと、しかもごく近い将来解消されるべき事態でなければならない。それゆえに「招聘待機中」の事態は招聘を受けて職務につくことを前提した暫定措置でしかない。もしもかかる事態が長年月に及べば、それは、中会内の諸教会からの招聘がないこと、諸教会は招聘に躊躇しているということではしかない。そうすると教師がその職務を遂行しようとして職務を与えられない場合がある。しか

し、中会は宣教教師も認めるから、無任所教師が宣教教師になる道は残っている。それゆえに無任所教師が教会の招聘に固執した場合、「招聘」の中身が再検討されるべきであろう。ほんとうに「招聘」が待ち望まれているか、「招聘」は何か別なことの口実になっていないか。かかる事情を十分に検討し判断して中会が無任所教師を承認したのかどうか問われる。もしも「招聘待機中」が無任所教師に口実として利用され、教会の職務に復帰しようとしなければカルヴァンのいう絶対的任職の事態が起きているといわざるをえない。この場合教師の任職誓約が根本的に疑われよう。

(3) 「教師の働きに対する彼自身の関心」があることは当然であるから、これは無任所教師の地位を理由づけるものでない。というのは「関心の欠如」とは無任所教師以前の問題だからである。

以上(1)~(3)を通して見れば無任所教師の地位が認められる理由としてはせいぜい「招聘待機中」しかない。そして「招聘待機中」の者が(1)と(3)の内容を示さないとき、つまり教会に受け入れられようとしていないとき、また教師の働きに対して関心を欠如させているとき、それは無任所教師が教師の職務につこうとしないつまり職務怠慢を犯しているという問題を生じさせるだろう。このように考えてみると無任所教師が中会から承認される正当な特殊事情はかなり限定されるだろう。この点で正当な特殊事情を考える必要性は大いにある。例えば教師の結婚が考えられる。これは教師の結婚に伴っていわば条理的に無任所教師を肯定する理由になる。しかしそれでも教師の職務を遂行する義務がなくなったとはいえないだろう。この点で慣習的に無任所教師が存在しながら問題にならなかったのは、その者が実質的に特定教会での奉仕が評価されてきたからだろう。したがって正当な特殊事情がなにかを考えると、中会が、無任所教師の生ずる理由を、条理と慣習法に従って考慮してきたことは重要である。というのは教師が実質的に奉仕できるということで該当者を生かしたからである。

(2) 日基教会規則の「放棄」とは、旧日基教会の憲法規則(1890)<sup>67)</sup>のいう「教師にして其職を常守せざるもの」(8条)であり、日基改革派や南部長老教会そして合同長老教会の職務怠慢に当るのはいうまでもない。この「放棄」をどう解釈するかというとき、前述の三つの原因は参

考になる。そして無任所教師が教師の職務を持たない事情を解消するよう求められてもその努力がみられない場合、職務放棄の問題が生じるのである。

## 第2節 国家公務員の身分と教師論——日基教会規則14条2項の法意

ここで検討する問題点は、日基の教師が教師の身分を持ちつつ国家公務員の身分を持つことができるかである。

### 第1項 国家公務員法

国家公務員法101条は職務専念義務と兼職禁止を原則として、「職員は……その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」といい(104条の他の事業関与制限—報酬を得て行うものも参照)、同98条は職員の上司の命令服従義務として、「職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」と定めている。これら職務専念義務や兼職禁止と命令服従義務は、あくまで国家公務員の職務にかかわる。この職務は具体的世俗的なもので、宗教的なものではない。しかし国家公務員が職務を遂行しなければならないのに、その職務を妨げる宗教的行為や活動をなすうるかどうか。これは、日本国憲法20条の信仰の自由(礼拝の自由、儀式行事への参加の自由、宗教団体結成の自由など)の問題ともかかわるが、容易に肯定されるものでない。というのは、公務員は「全体の奉仕者」(憲法15条)であって全体の利害にかかわる職務を行うからであり、かかる職務を負う「サービスの宣誓」(国家公務員法97条)をしているからである。一般的にいえば、もしかかる職務のゆえに宗教的行為や活動の制限を受けるなら、その人は公務員を辞める以外に道はない。このように国家公務員は、具体的世俗的職務のゆえにその活動に制限を受け、しかしその持っている思想良心のゆえに差別されることはない(憲法14条)。したがって国家公務員の身分を持つことと宗教団体ここではキリスト教会の教師の身分を持つことは両立するのである。それゆえに問題は身分の問題でなく行為や活動にかかわってくる。以上は、国家公務員法の側からキリスト教会の教師たる公務員を見た場合の問題点である。

### 第2項 日基教会規則

次に教会法の側から公務員たる教師の地位を検討してみよう。日基教

## 教師のつとめと職務の関係

会規則14条2項は次のようである。

「教師または教師試補であって、日本基督教会以外にその職を奉じ、1年を経過してなお退会を願出でないものがあれば、前項を適用する。」

なおこの条項で「前項」とはすでに述べたように職務放棄の教師の氏名を別帳に移し、1年を経過すれば教師名簿から除籍するというものである。

さて日基督教会規則14条2項の適用対象者を検討しよう。いま教師試補を除いて教師に的を絞ると、「教師……であって、日本基督教会以外にその職を奉じ」る者とはどういう人かが問われる。これは14条1項の職務放棄の教師と区別される。

(1) 日基督教会規則と近いものを探してみると次のようである。まず日基改革派の訓練規程95条から見て行こう。すなわち、

「会員または役員がキリストの真のえだであると日本基督改革派教会によって認められている他の教会に参加することによってわれらの教会の交わりを一方向的に断つとき、かれがその義務におこたりにない限り、この変則は記録され、かれの氏名は消されなければならない」(1項)。

「もしその教派が異端的であるならば、役員はその氏名から除かれ、教会から与えられたかれの職務を行使する一切の権能が取り上げられ、その旨が本人に通告されねばならない」(2項)。

事柄の要点は、教師が異端的・分派的であれとにかく他の教派へ加入することにある。この場合に教師の除籍が生ずる。

南部長老教会規則の訓練規程111の3条は次のようにいう。

「教師、長老、執事たる教会役員が、声明によって、あるいはキリストの教会の真の枝としてわれらから認められる他の教会に加入することによって、われらの教会の交わりあるいは権威を放棄する (renounce) なら、法治権を持つ中会は異常 (irregularity) を記録し、われらの教会に由来する職務を行使する一切の権限を、その者から剝奪する。……教会役員が、異端的あるいは分派的な宗教団体へ加入することによってわれらの教会の交わりを放棄するなら、法治権を持つ中会は異常の完全な記録を作り、その者から、われらの教会の職務が剝奪され、それに付属しているいかなる権利もあるいは権限ももはや有しないと宣言する。」

この南部長老教会規則の内容は日基改革派規程と全く同じであって多言を用しない。

また合同長老教会も教師の異端的団体への加入を法治権の放棄と捉えている<sup>(58)</sup>。

(2) では、異端的・分派的であれ他の教派への加入という限定が全く見られない日基教会規則14条2項の法意は何だろうか。

いまここで一つの解釈を紹介すると次のようである。

日基教会規則14条2項の教師の退職は、教師が日基教会「以外」に「その職」を奉じた場合である。「以外」とは日基教団などを指し、「その職」とは日基教会「以外」における職をいう。したがって14条2項の法意は「二重教籍の禁止」である。

以下この二重教籍の禁止説を批判し、日基教会規則14条2項の法意を「職務専念義務」と「兼職禁止」とする解釈を展開してみよう。

(1) 二重教籍の禁止説は、日基教会規則14条2項の「日本基督教会以外」の「以外」の文言を他のキリスト教派あるいは宗教的性格のものに限定している。しかし、こうした限定的解釈を行えるのは、すでに見たごとく、異端的・分派的であれ他のキリスト教派という限定が加えられている場合である。14条2項にかかる限定がないから、そのために、「日本基督教会以外」に限定解釈を加える余地は全くないと思われる。

(2) そこで14条2項の文言に注意してみよう。同項が教師の退職に該当するというものは、「教師……であって、日本基督教会以外にその職を奉じ、一年を経過してなお退会を願出でない」者である。ここでは「教師……であって」と「日本基督教会以外にその職を奉じ」が重要である。前者の「教師……であって」とは教師の身分に言及するものである。そして後者の「日本基督教会以外にその職を奉じ」とは職務に言及するものである。それゆえに、すでに前にも触れたが、日基教会にあって教師の身分を持つ者は、牧師・宣教教師・神学教師の職務しか果たしえないから、14条2項が規定するごとく、日基教会の教師の身分を持つ者は、「日本基督教会以外にその職」を奉ずることはそもそもできない相談である。つまり教師の身分を持つ者は日基教会においてしか職務を果たしえないのである。これは職務専念義務と兼職禁止の効果そのものである。このことをもう少し明らかにしてみよう。

(3) 14条2項の「その職」の「その」は何にかかるか。文言に固執すると二つの可能性がある。① 一つは「教師」である。そうすると次の

例が考えられる。日基教会の教師が日基教団、勝共連合、仏教会、経団連、企業等において日基教会の教師の職務を奉ずる。この例は日基教会が命じた場合か、日基教会に対する背教と誓約違反の場合にしか起きない。日基教会が命じた場合にはそもそも二重教籍の禁止も兼職禁止も生じない。そうでなければ背教・誓約違反が生じうる。② もう一つは「以外」である。そうすると次の例が考えられる。日基教会の教師が日基教団・勝共連合・仏教会・経団連・企業等において日基教団等々の職務を奉ずる。これもまた日基教会が命じた場合か、日基教会に対する背教・誓約違反の場合にしか起きない。日基教会が命じた場合にはそもそも二重教籍の禁止も兼職禁止も生じない。そうでなければ背教・誓約違反が生じうる。このように形式論理的に整理すれば①も②もありうるし、共に同じ結果になる。そうすると要するに14条2項の法意は、日基教会が命じていない、オーソライズしていないのに、教師が勝手に「日本基督教会以外にその職」を奉ずる行為を禁止するものである。それゆえにこれはどちらかといえば職務専念義務より兼職禁止の方にアクセントを置いている。したがって14条2項は、なにもキリスト教関係の教派同士に同時に教師の籍を持つのを禁止するにとどまらず、一人の教師において複数の職務の競合を禁止しているのである。兼職禁止の根底にあるいは前提に職務専念義務があるのである。そして反対から考えると、14条2項の法意は逆に拡大されてくるのもわかる。例えば、日基教会の教師が難民問題で奉仕したいというとき、その働き場が仮りに仏教関係の団体においてであれ、日基教会が宣教教師の活動へ従事するものとして承認するなら、そこには兼職禁止は生じないのである。

(4) このように日基教会の教師が日基教会のために一切を「奉」げないで他の商売や国家公務員等の「職」に心を向け、主日礼拝を軽んじ、教会形成に努力しなければ、その教師が日基教会の教師の職務を「奉」じているとは評価されない。そのように日基教会規則14条2項は、教師に職務専念義務を命じ、具体的に兼職を禁止することによって、教師の「福音を宣伝へ聖礼典を執行せん」<sup>(59)</sup>純粋性を保持しようとしているのである。この厳しい教師論こそ日基教会の伝統であり、圧倒的多くの教師が清貧に甘んじる神学的教会法的背景をなしていると思われる。すでに述べたように合同長老教会とキリスト改革派教会が、わざわざ、世俗的

職業へ教師が専念する例を掲げて禁止するのも、それは日基教会規則14条2項の法意と同様の趣旨であろう。

(5) ここで兼職禁止との関係で多少考慮すべき点がある。それは、生活の便宜のため心ならずも教師の職務以外の世俗の職業に従事しかつ伝道に携わる教師が現実にいるということである。これは、しかしながら、問題外といわざるをえない。なぜなら、かかる教師は伝道に専念するために労苦しているのが明白でそのことは教会に充分知られているであろう、ということから考えるべきだからである。むしろ、伝道に専念する外的経済的条件を保障していない教会の側に問題があるといわざるをえない。そしてすでに述べてたところから明らかであるが、中会が承認すると、例えば教師がキリスト教関係の施設(学校や病院)で働くとか海外での宣教活動も日基教会規則14条2項に抵触することはないのである。

(3) 以上のようにたしかに教師が他の職務につく余地はある。日基教会規則を全く一面的に解釈してこの余地を否定してはならない。中会が教師のあり方を動的に柔軟に解釈する余地はあるが、しかしまたその解釈には限界もあるのである。それは日本では国家公務員が日曜日に職務を遂行するように命じられることがあることから出てくる。日基教会では、従来日曜日を主の日とし主日礼拝を重んじてきた。ここに、国家公務員たる身分と教師たる身分とは教会法において衝突している。そこで国家公務員たる者は休暇によって主日礼拝を守りうると主張するかもしれない。しかし国家公務員法の解釈では、一般に、休暇申請に対しそれを許可するかどうかは所属長の裁量権限に属するので、国家公務員が必ず主日礼拝を守ることができるとはいえない。他方国家公務員たる教師は、主日礼拝を重んじて、かりに日曜日に職務遂行を命じられてもそれに従わなければよいと、主張するかもしれない。この場合には不利益処分はありうるし、場合によっては懲戒解雇もありうる。また日曜日の職務遂行の拒否から生ずる隣人への牧会的配慮の欠如も生じうるだろう。これらを総合的に考えたとき、主日礼拝がどのような方法で確保されるのが望ましいかは明らかである。

### 第3節 伝道所開設とその条件

#### 第1項 二つの大会決議

伝道所開設に関する日基教会の規定は二つある。一つは第2回大会決議(1952)<sup>(60)</sup>であり、もう一つは第10回大会決議(1960)<sup>(61)</sup>である。後法優先の法の一般原則によれば、第10回大会決議が優先する。しかしどの点が明確に否定されて後法が生れたのかははっきりしないとなると、前法が全く否定排除されたとは言い切れなくなる。すなわち後法と矛盾抵触しないかぎり前法の一部が生きている。

(1) それゆえに慎重を期して、第2回大会決議から見ておく方がよいだろう。

「教会または伝道教会が開設している家庭集会、出張伝道所で、将来、教会となろうと志し、具体的準備をするようになったものは、当該教会または伝道教会がこれを可とした時には、中会に届出で、中会がこれを可とした場合は、伝道所として登録する。

教師または教師試補が単独で伝道所を開設した時には、中会に届出で、中会がこれを可とした場合は、伝道所として登録する。」

以上の第2回大会決議の前段は、教会と伝道教会がいわゆる伝道所を開設する権利を持つ、そしてすでに開設している伝道所を中会に届出で、中会が承認すれば、各教会と各伝道教会所属の伝道所を中会所属の伝道所として登録できるというものである。つまり各教会と各伝道教会所属の伝道所を中会所属の伝道所としてその性格を変えることもできる。同決議の後段は、教師と教師試補が「単独で」伝道所を開設する権利を持ち、そしてすでに開設している伝道所を中会に届出で中会が承認すれば、各教師と各教師試補所属の伝道所を、中会所属の伝道所として登録できる。つまり各教師と各教師試補所属の伝道所は中会所属の伝道所としてその法的性格を変えるのである。こうして前段と後段を比較すれば、前段は教会と伝道教会を伝道所開設の主体とみなし、後段は教師と教師試補「単独」を伝道所開設の主体とみなしているのが明らかである。したがって中会所属の伝道所への法的性格の転換に際しての手続きには何の相違もなく、開設主体について基本的な相違があるのである。そうすると教会と伝道教会に対比される教師と教師試補「単独」は何を意味するのだろうか。まず第1に、教会と伝道教会に職務を持つ教師と教師試補が「単独」で伝道所を開設することはできるだろうか。この開設は、小会や委員会が承認してあるいは了解して教師と教師試補が伝道所を開設

するということであって、手続的に全く自由に教師と教師試補が「単独」で伝道所を開設するというのとは違うであろう。それでは教会と伝道教会にかかわりなく教師と教師試補が「単独」で全く自由に伝道所を開設することは、可能か。可能になるのは、教会と伝道教会に職務を持たない宣教師と教師試補の場合である。

(2) 次に第10回大会決議である伝道所規定を見てみよう。

「第1条 大会・中会・教会または教師(または教師試補)は、中会の了解を得て、伝道所を開設することができる。

第2条 伝道所は、中会または教会の指導を受ける。

第3条 伝道所が中会に所属しようとする時には、開設者は、次の事項を記載した書類をととのえ、中会議長に願ひ出て、その承認を受けなければならない。」

この第10回大会の伝道所規定は複雑である。複雑だというのは、第1条から第3条までを統一的体系的に解釈できるかどうか疑わしいからである。この疑問は、実は、伝道所規定の現実の運用が多様だということからきている。伝道所規定を運用の実態にあわせて解釈するからである。したがって伝道所規定の統一的体系的解釈と運用の実態解釈とは区別されなければならない。

さて、第1条は、伝道所開設の主体を大会・中会・教会・教師(教師試補)と列挙している。① 中会が開設主体となるときには、第1条から第3条までを統一的体系的に解釈できる。② 大会が伝道所を開設し、自ら指導しそれを大会に所属させておくときには、第2条と第3条はその伝道所に適用されない。③ 教会が伝道所の開設をするときには、(イ) 中会にかかわりなしに、したがって第2回大会決議が認めている中会所属以前の状態において伝道所は存立し得る。それでは第1条が「中会の了解を得て、伝道所を開設する」ことをわざわざいうのはなぜか。「伝道所を開設する」行為は伝道所の所属問題とは関係がないから、ようするに第1条で、開設にあたっては「中会の了解を得る」ことだけが強調されている。強調されているとすれば、第1条の法意は、教会が伝道所を開設するにあたっては、中会にかかわりなしに開設してはならない、ということにあるのではないか。そうするならば中会にかかわりなしにと「中会の了解を得て」との関係、つまり第2回大会の伝道所開設の自由

という線と第10回大会の伝道所規定の「中会の了解を得て」との間に矛盾衝突があると考えないわけにいかない。前者は実態的慣習法的に機能し、そのために後者は、明文に反して教会が中会内に伝道所を持っても規制できないということになっている。(ロ) 中会にかかわってつまり「中会の了解を得て」教会が伝道所を開設する場合は、伝道所規定に合致する。したがって当然伝道所は所属教会の指導を受けるが(2条)、中会に所属するわけでないから開設に際して中会議長の承認を得る必要がない(3条)。(4) 次に教師(教師試補)が伝道所を開設するときはどうだろうか。ここでいう教師は前述の第2回大会決議でみたように、宣教教師でしかない。そしてここでも教会の伝道所開設の自由にかかわって述べたと同じ問題が生ずる。(イ) すなわち第2回大会決議は、中会にかかわりなしに教師に伝道所開設を認めていた。他方、第10回大会の伝道所規定は「中会の了解を得て」教師が伝道所を開設することを認めている。実際中会の慣習法では伝道所規定にもかかわらず教師は教会と同じく伝道所を開設できる。この場合、中会のあずかり知らない伝道所も生れて来る。そうすると、伝道所規定の「伝道所は、中会……の指導を受ける」(2条)ということにどんな意味があるのか。これは「中会の命によって……伝道に従事する」(日基憲法7条)教師たる宣教教師の権限に含まれることになるのか。この場合、中会にかかわりなしに教師が伝道所を開設しているのに、中会の指導がおこなわれているといえるのだろうか。(ロ) 中会にかかわってつまり「中会の了解を得て」教師が伝道所を開設する場合は、伝道所規定に合致する。この場合に「中会の了解を得て」開設された伝道所の所属いかんはやはり問題である。しかし第2回大会決議が「中会がこれを可とした場合は、伝道所として登録する」といっているように、「中会の了解を得て」開設された教師による伝道所は、中会所属の伝道所となったというべきであろう。この場合には伝道所規定の第2条と第3条も適用されると思う。

なお伝道所規定第3条が、第1条や第2条と独立してそれ自体で意味を持つかどうかはたしかに問題である。しかし「伝道所が中会に所属しようとする時には」(3条)、すでに事柄としては伝道所が開設されていなければならない。そうすると結局第3条の前に第1条が適用されなければならないので、第3条だけ独立した意味を持つとはいえないと思う。

## 第2項 伝道所開設の条件

伝道所開設は、伝道意欲に基づくから前述のように多様な歩みをたどる。それゆえに伝道所規定に明らかに抵触しても慣習法を成立させて来たのだろう。しかしかかる慣習法の成立にはいくつかの前提条件があるのを忘れてはならない。

(1) その一つは教師は教師としての職務(牧師・宣教教師・神学教師)を持っていることである(日基憲法7条)。ところで、すでに述べて来たように、無任所教師はなんらかの正当な特殊事情から職務を持たないことを中会によって承認され、オーソライズされている。かかる地位にある無任所教師は教師の職務を持たない事情を早急に解消する義務を負っており、そのことはつねに中会から要請されているといわなければならない。それゆえに、もしも無任所教師が主日礼拝を開始し、将来伝道所の開設や教会の建設を意図するなら、まず無任所教師の地位にとどまらざるを得ない正当な特殊事情が解消されているかどうか点検されなければならない。この点検と教師の職務への復帰なしに無任所教師が伝道所を開設することは、無任所教師の地位を永続化させるものでしかない。それはすでに述べた日基教会規則14条1項の教師の職務の放棄に至る疑いをいまだかせるものである。特に無任所教師が信念をもって自己の地位を弁護し、教師の職務たる牧師・宣教教師・神学教師につくことを拒む場合にその疑いは強まる。

(2) さらに、かりに無任所教師によってであれ、伝道所が開設された場合に、そこにおける主日礼拝の確保が無任所教師によって完全に保障されるかどうかは問題である。主日礼拝の確保は不可欠の条件である。ここでいう無任所教師が国家公務員の身分を持っている場合、すでに述べたごとく、教師の身分と国家公務員の身分とは競合していて、教会法上容認されるものではない。これは主日礼拝の確保にとって決して好ましいことでない。主日礼拝を伴う伝道所が開設されるためには、それにふさわしく外的条件が整えられるべきであって、外的条件のゆえに主日礼拝と伝道所が規制されてはならない。それは本末転倒である。

(3) 最後にもう一つ見落してはならない条件がある。それは、日基教会の独立自給路線<sup>(62)</sup>である。この問題は、教会の財政がなにによって支えられるべきであるかである。すなわち国家公務員たる無任教師が

伝道所を開設したときその伝道所の財政は、その無任所教師に支えられる。このことは、日基教会がキリストの主権にのみ服従して立つて行くことに抵触する。教会は主にのみ服従しその奉獻のしるしとして献金する。この献金によって教会が維持管理されなければ教会の信仰告白は形骸化する。したがって国家から給与を受けた人によって教会が財政的に支えられるとき、日基教会はそこに真の教会が建つとは考えないのである。それゆえに国家公務員たる無任所教師が伝道所を開設しても、その伝道所は、日基教会の独立自給路線からは教会として承認できないだろう。このように国家公務員たる無任所教師による伝道所の開設には、教会の自律性の確保をどう考えるか、したがって国家と教会の分離を貫くかどうかという課題も絡んでいる。

こうした教会の自律性の確保という面からカルヴァンを見ると次のように興味深い叙述がある。

古代の教会法典は、教会の収入を四つの部分に分けた。すなわち「第一の部分は聖職者に、第二の部分は貧しい人たちに、第三の部分は会堂やその他の建物の修理のために、第四の部分は内外の突発的にやって来た貧しい人々のために分けられた。このようにカルヴァンは「教会の仕事に専従している人が、教会の公けの費用によって養われるということは、公正であるし、主なる神の律法によっても定められている」といい、さらに教会財産が「貧しい人々の必要を満たすために定められたものである」という<sup>(63)</sup>。こうしてカルヴァンは、聖職者の清貧 (paupertas) を重んじ、建物の華美を批判する<sup>(64)</sup>。

以上のカルヴァンの見解は教会財産の配分にかかわり、その財産がどこから来るべきかについては、直接言及していない。そしてカルヴァンの「ガラテヤ書註解書」の6章6—7節<sup>(65)</sup>を見ると、信者は御言葉の仕え人と「すべての良きもの」を分かち合い、仕え人の生活の糧を保障すべしといわれるが、そこでも教会が国家財政によって支えられることの是非は、綱要におけると同じく見い出せない。しかしニーゼルによると<sup>(66)</sup>、カルヴァンは「上に立つ權威のつとめを担うものは、福音の公布に共同の責任を持っている」と考えていて、教会財政の国家的援助を肯定している。すなわち、

「かれらは牧師たちや御言葉の仕え人たちに、その生活費と、神礼拝に

必要なすべてのものを差し出すのである」<sup>67)</sup>。

教会を保護する官憲のつとめ<sup>68)</sup>というカルヴァンの主張は、綱要4編20章2節によく表現されている。しかし国家と教会の関係が問われたドイツ教会闘争の中でニーゼルはもう一つ興味深い主張をする。すなわちニーゼルは、教会闘争の中で「教えのつとめ」が教会にあり、教会が神学大学を設置すべきだという。その理由づけを述べる中で次のようにいっている。

「カルヴァンが創設したジュネーブの大学は国立大学であった」。それは「国家的施設」であった。「キリスト教会の歴史では時に、国家が教会を神の僕と認め……、すすんで教会のために宣教の外部的な便益を提供し、宣教のつとめが何の困難もなしにはたせるようにはからう権力者たちもあるわけです。」しかし今日国家が神学部を閉鎖したり福音に反対の主張を持つ人びとを神学部教授に任命するおそれがある。そうした「目前の事実的状況」によって、「教えの委託を自分の手で実行する」ことが必要である。そして旧プロイセン教会が「宣教の自由を奪われはしない」ことを証明したように、「教会は金の足枷によって締めつけられるつもりはない。よんどころなければその足枷をはじきとばしてみせる」ことができる<sup>69)</sup>。

ニーゼルもカルヴァンと同じく国家が教会を保護することを是認する。しかし、ニーゼルは教会の教えのつとめを教会が「自分の手で」実行する必要を訴えていて、ここにカルヴァンとの相違が出て来る。すでに述べた日基教会の独立自給路線は、したがって、ニーゼルの主張の先を一步行っていることになると思う。本稿は、独立自給路線を検討の対象にしてはいないが、それでも、この路線は、国家と教会の間を画定するものである。それゆえに、教会の自律性の確保のために、日基教会は重要な原則すなわち独立自給路線を提示しているのである。

以上のように、日基教会の独立自給路線からするならば国家公務員たる教師が伝道所を開設すると、そこでは国家と教会の関係がぼかされてくる、したがって教会の自律性も疑わしくなってくる。そのためにかかる伝道所を中会が認めるとすれば、国家と教会の関係の中会の理解も問われてくる。

### 第3章 結びとして

(1) 本稿は問題提起に対し解答を試みるものであった。日基教会の背景にあるカルヴァンの神学から問題提起を見ると、そこでは、教師が御言葉のつとめを職務として果たすかどうか、そしてそれを担保する戒規がどんなものが問であった。カルヴァンの問題意識は、御言葉の説教と聖礼典の純粋さを保障しようとするところから来ていた。したがって本稿も同じく問題提起に対し御言葉の説教と聖礼典の純粋さを守ろうと呼びかけるものである。そして、個々具体的に論じたように、問題提起は、結論的に日基教会規則の任職誓約に違反して教師の職務を軽んじているあるいはその疑いは極めて強いと思う。

(2) このように本稿は、問題提起に対応したため、消極的に個々の論点を検討した。しかし、本稿は、問題提起の背後にあるもっと大きな教師のつとめと職務の関係へ目を向けて考えることもできた。なによりも聖霊を通じてキリストが今も御言葉のつとめに人を召し、御言葉を語らせているというのは恵みである。したがって、カルヴァンが、つとめを「霊のつとめ」として捉えなおしたという指摘<sup>(70)</sup>を重要と思う。そしてカルヴァンは、召しを霊的なものにとらえつつ、他方客観的法的な手続においても捉らえ、両方が分離しないように配慮している。この配慮にとって大きい意味を持ったのが、絶対的任職の禁止であり、後代の改革派や長老派はそれを信仰訓練あるいは戒規で担保しようとしたし、今日もそう努力している。

(3) こうして無任所教師は牧師・宣教教師・神学教師の三つの職務のどれかに就く以外に戒規を避ける道がない。ところがここで触れておきたい点の一つがある。それは無任所教師が依拠できる重要な「招聘待機中」の中身である。

すなわち、無任所教師が以上の三つの職務を肯定しつつ、なお職務に就かないという可能性である。この場合、職務のあり方や内容理解をめぐる意見が対立しているという事態が起きていないかどうかは考えてみるべきである。こうした意見の対立は充分にありうる。そしてこれは教会法をめぐるの解釈の対立といえる。しかし、職務に就いていない

者が、そして職務に就く義務がある者が、職務のあり方や内容を外から傍観者的に論じるのは抽象的で無責任になる恐れがある。そして招聘待機中という無任所教師の地位が発生したとき、中会は職務のあり方や内容の解釈の対立を肯定したがゆえに、無任所教師の地位を認めたのではないだろう。さらにまた無任所教師が、教会を辞して次の招聘を受けるまで経済的保障が中会からないので、止むなく国家公務員の身分を得たとすればどうか。これは、経済的保障がなければ伝道できないというもので、それなりに理由はある。だが中会は従来開拓伝道を許し、しかも厳しい環境の中で伝道に携わって来た多くの教師たちがいることを思えば、経済的保障を理由とした招聘待機中の主張も批判されるだろう。そしてもともと招聘待機中が他の口実（勉強したい、留学したい、招聘を申し出た教会の条件が悪いなど）であったとすれば批判がさらに厳しくなるのは当然であろう。

(4) 本稿は、なにより無任所教師が教師の職務に復帰することを願って書かれた。かくして御言葉の説教と聖礼典の執行が聖書的に純化され強化されるという願いで書かれた。歴史の右傾化の中で教会がそのあり方を問われはじめた時代にあつて、教会がその立つべきところに立つということを祈り求めれば求めるほどこの願いは強くなる。しかし、教会は特定の時代状況の中で特別対策を講ずる必要はなく、日常普段に教会がまことの教会になるように祈り努めればよいだろう。静かにして御言葉に聞き従えば充分であると信ずる(ロマ10, 17)。内なる努力なくして、歴史の中での教会の信仰告白の闘いはありえないと思う。それゆえに筆者は問題提起をあくまで教会形成の課題と意識した。

## 註

※本稿は北海道カルヴァン研究会の研究成果の一つである。

- (1) 本稿の叙述にとって全体的に指針をなす文献は、渡辺信夫「カルヴァンにおける教会の権威」『宗教改革研究』新教出版社1968、頁195以下と同「カルヴァンの教会論」改革社1976、頁101—105、頁106、頁108—113、そしてニーゼル「カルヴァンの神学」渡辺信夫訳、新教出版社1960、頁288—297 (Niesel, Wilhelm, Die Theologie Calins, 2. Aufl., Kaiser, 1957, S. 199-205) である。
- (2) カルヴァン「キリスト教綱要」渡辺信夫訳、新教出版社1965。以下こ

- の引用のときは綱要・編・章・節(頁)とする。ラテン版はニーゼル編集の *Opera Selecta* で引用はラテン版 OS, 巻, 頁とする。フランス版はブノワ編集の *Institution de la religion chrestienne*, 1961 で引用は「フランス版 Benoit」とする。同じくフランス版のカジエ編集の *L'institution chrétienne*, 1958 で引用は「フランス版 Cadier」とする。
- (3) カルヴァンは綱要の何箇所かでエベソ書の職制を論じている。重要なところは綱要IV, 1, 1—5 (頁17—27): 3, 1—8 (頁66—68): 6, 9—10 (頁130—132)。
- (4) 本文ではフランス版 Benoit, p. 8 et 21, フランス版 Cadier, p. 10 et 22 をとった。ここに対応するラテン版 OS, V, p. 1 では *eius opera et ministerio* (「教会の働きとつとめ」綱要IV, 1, 1 (頁17)) とあり, *opera* (働き) の単語が *ministerium* (つとめ) と並んでいる。同じことはラテン版 OS, V, p. 15 (綱要IV, 1, 11 (頁32)) にもみられる。しかしカルヴァンは「働き」について特段の説明をしていなく、綱要では全体に「つとめ」の用語に注意している。ではフランス版に見られるように「働き」の方を無視してよいのだろうか。筆者は判断に窮するが、「働き」について関連した説明は、カルヴァンの「エベソ書註解書」の4章12節に見い出される (*Ioannis Calvinii, Commentarius in epistolam Pauli ad Ephesios*, p. 196—199, in: *Corpus Reformatorum*, vol. 51, 1895)。すなわち4章12節の「奉仕のわざをさせ」(聖書協会訳) は *in opus ministerii* (つとめの働きにおいて) とあり、それを註釈して *hominum opera* (人間の働き) といっている。ここでの「働き」は、本稿が本文で述べている仕え人の働きにほかならない。したがってラテン版が「教会の働きとつとめ」というとき、教会において仕え人がつとめを果たす働きとつとめそのものを意味している。結局話を簡単にすればフランス版のようになるのではないか。なおエベソ書の邦訳は、カルヴァン「新約聖書註解 X, ガラテヤ書/エベソ書」森井真訳, 新教出版社1962, 頁220—225。
- (5) 綱要IV, 1, 5 (頁23)。
- (6) 霊的統治と政治的統治の相違については、綱要IV, 11, 1 (頁246) 以下。
- (7) ラテン版 OS, V, p. 8 と綱要IV, 1, 5 (頁23)。
- (8) 綱要IV, 1, 5 (頁23—26)。
- (9) ラテン版 OS, V, p. 8 と綱要IV, 1, 5 (頁24)。
- (10) 綱要IV, 1, 5 (頁24)。つとめの神的起源を重視するのが改革派の神

学的主張の一つだとされる(渡辺「カルヴァンの教会論」頁106)。なお Wolf, Erik, *Ordnung der Kirche*, 1961, S. 357 は、カルヴァンが「存在の類比でなくて関連の類比によって」(*per analogiam relationis* statt *per analogiam entis*) 秩序の神的側面と世俗的側面とを結びつけるといい、つとめを神法的起源からとらえる(S. 369)のは注目される。

- (11) 綱要IV, 1, 1 (頁17)。
- (12) ラテン版 OS, V, p. 42。綱要IV, 3, 1 (頁66) は「人間の奉仕」と訳している。
- (13) 綱要IV, 3, 1 (頁66)。
- (14) 綱要IV, 3, 4 (頁70)。この職務と機能については、ニーゼル「カルヴァンの神学」頁291も言及している。なお註(69)参照。
- (15) 綱要IV, 3, 2 (頁68)。なお本稿では、*ministerium* をつとめ、*minister* を仕え人、*officium* と *munus* を職務、*functio* を機能と訳してみた。カルヴァンが *ministerium* と *officium* と *munus* を必ずしも一義的に区別していないが、用例を原文に即して整理すると大体のところ、本稿のような使い方がカルヴァンの思考路線のように思う。なお *ministeria* は *ministerium* の、*ministri* は *minister* の、*officia* は *officium* の、*muneria* は *munus* の複数形である。
- (16) 綱要IV, 1, 22 (頁45)。
- (17) ラテン版 OS, V, p. 30。綱要IV, 2, 1 (頁52)。
- (18) 綱要IV, 3, 4—5 (頁70—71)。
- (19) 渡辺「カルヴァンの教会論」頁210—212。Heubach, J., [Ordination], in: RGG, S. 167 と Andersen, W., [Amt, geistliches], in: *Evangelisches Kirchenlexikon*, S. 107f.
- (20) 綱要IV, 4, 1 (頁83—84)。なおカルヴァンが1541年に起草した「教会規程案」(*Projet d'ordonnances ecclésiastiques*)の冒頭に「われらの主がその教会のためにたてた四種類の職務(*quatre ordres d'offices*)が存在する。第一は牧師、それから〔神学〕教師、ついで長老、四番目に執事である」(*Corpus Reformatorum*, vol. 10, p. 15—16)とあって、四職がいわれる(渡辺「カルヴァンの教会論」頁212参照)。
- (21) 綱要IV, 1, 5 (頁25—26)。
- (22) 綱要IV, 1, 9 (頁30) ; 12 (頁33)。
- (23) 綱要IV, 3, 11 (頁76—77)。
- (24) 綱要IV, 3, 11—16 (頁76—82)。

## 教師のつとめと職務の関係

- (25) ラテン版 OS, V, p. 54。綱要IV, 3, 14 (頁79)。
- (26) 綱要IV, 3, 15 (頁81)。
- (27) 綱要IV, 3, 16 (頁81)。
- (28) 綱要IV, 4, 14 (頁98)。
- (29) 綱要IV, 3, 11 (頁77)。
- (30) 綱要IV, 12, 1 (頁267) 以下。
- (31) 綱要IV, 5, 14 (頁115)。
- (32) 綱要IV, 12, 22 (頁288—289)。
- (33) 綱要IV, 5, 4 (頁105)。ラテン版 OS, V, p. 77 でカルヴァンが述べたカルケドン会議の内容は、次のようである。

At in Synodo Chalcedonensi contra sancitum est, ne fiant absolutae ordinationes, hoc est, quin locus simul assignetur ordinatis ubi munus suum exerceant. (「しかし、カルケドン会議で、それに反して、絶対的任職が行なわれてはならないと決定された。これは、任職された者がその職務を果たす場所が同時に指定されないということである。」)

カルヴァンの注目したカルケドン会議の決定そのものは次のようである。

Nullum absolute ordinari, nec presbyterum, nec diaconum, nec omnino aliquem eorum qui sunt in ordine ecclesiastico, nisi specialiter in ecclesia civitatis, vel pagi, vel martyrio, vel monasterio is qui ordinetur, designetur. Eos autem qui absolute ordinantur, decrevit sancta synodus irritam ac invalidam habere ejusmodi manuum impositionem, & nusquam exercere ac operari posse ad ejus qui ordinavit in juriam (Can. 6 Mansi VII 362)。 (「司祭、助祭、ようするに教会の職階制度 (ordo) の中にいるものはすべて、とくに都市と農村の教会、殉教、修道院そのどれであれ、任職される者がそこに任命されないときには、決して絶対的に任職されてはならない。他方聖なる会議は、絶対的に任職される者は誤りであり無効であり、同じく正当に任職した者に決して按手を行ってはならないと決定した。」)

- (34) 綱要, 同上。
- (35) 「日本基督教会規則」(1953) は「日本基督教会年鑑」1963 (1972) 所収。
- (36) 「教規」(1946) は「日本基督団教憲教規および諸規則」日本基督団出版局1974所収。

- (37) 赤石義明〔きょうし、教師〕『キリスト教大事典』改訂新版1968、頁297。
- (38) Kirchengesetz der EKD über die Rechtsverhältnisse der Kirchenbeamten (Kirchenbeamtenengesetz), vom 18. März 1954, in: Das Recht der EKD, 4. Aufl., 1978. なお EKD の紹介は和田昌衛「ドイツ福音主義教会法研究」創文社1977、頁167以下参照。
- (39) Kirchliche Dienstvertragsordnung, Richtlinien des Rates der EKD, vom 10. Juni 1970, in: Das Recht der EKD.
- (40) Ruppel, E., (Pfarramt), in: RGG, S. 271.
- (41) Kirchengesetz vom 5. Juni 1973 über die dienstrechtlichen Verhältnisse der Pfarrer in der Lippischen Landeskirche—Pfarrerdienstgesetz—, in: Geltendes Rect in der Lippischen Landeskirche, 1973.
- (42) Andersen, W., (Amt, geistliches), in: Evangelisches Kirchenlexikon, S. 110.
- (43) Verordnung über die Rechtsverhältnisse von Kirchenbeamten der EKD, die zu Mitgliedern politischer Körperschaften gewählt werden, vom 8. November 1957, in: Das Recht der EKD.
- (44) この点で, Jahr, H., [Ordination], in: Evangelisches Kirchenlexikon, S. 1719 は, 宗教改革時代に, 按手礼がカトリックの職階制度 (ordo) とはちがうとされながら, ルターにおけるように, 按手礼はくりかえされたり地方教会で行なわれたりしなくなって中央集権化されたとき, 再び中世的慣行へ接近したと指摘する。すなわち「按手礼と招聘 (Ordination und Introdution) が分離し, 特定教会への招聘 (vocatio) が, もはや按手礼の絶対的機会あるいは条件ではない。したがって, 按手礼において靈的つとめ (geistliches Amt (ministerium ecclesiasticum, ministerium verbi, 教会のつとめ, 御言葉のつとめ)) の委託が行なわれるが, しかしそのことと, 具体的なつとめすなわち奉仕の範囲の委託とは, もはや必ずしも結びつけられない。この区別は後には次のようになった。すなわち, もはやつとめの活動が行なわれないときでも主観的請求権として保持され, 戒規手続においてのみ剝奪される靈的身分権 (Rechte des geistlichen Standes) の概念が展開された。」そしてヤールは, 按手礼がくりかえされないというカトリックの character indelebilis の残滓をそこに見ている。彼の主張の当否の判断はできないが, 彼は, 按手礼によるつとめの委託と職務とを分離することをいっている。しかし, 両者を法的手続的に結びつけ

## 教師のつとめと職務の関係

ようとする改革派や長老派の動向には全く触れない。このように彼の主張の強調点は明らかに両者の分離の指摘にはあるが、しかしその主張の意味は、一度按手札を受けると、かりに職務につかなくなっても、その者には「靈的身分権」が残っているということから、無任所教師の地位を神学的に説明するのに役立つ、ということにあるのではないか。

- (45) 日本基督改革派教会「教会規程」1976所収。
- (46) The book of church order of the Presbyterian Church in the United States, 1961.
- (47) The book of church order of the Presbyterian Church in the United States, 1956.
- (48) The book of order, the constitution of the United Presbyterian Church in the United States of America, 1967 [1978].
- (49) The constitution of the Presbyterian Church in the United States of America, 1941; the constitution of the Presbyterian Church in the United States of America, 1956.
- (50) 註(4)参照。
- (51) カルヴァンがいわゆる万人祭司論をとっていないことについては、ニーゼル「カルヴァンの神学」頁293。Wolf, Erik, Ordnung der Kirche, S. 369.
- (52) Wolf, Erik, Ordnung der Kirche, a.a.O.
- (53) Church order, Christian Reformed Church, 1927.
- (54) Notes on the constitution of the Reformed Church in America, 1950.
- (55) Loc. cit., p. 44.
- (55) Loc. cit., p. 44.
- (56) Loc. cit., p. 18—19.
- (58) The book of order, (Heretical body, minister joining, 82, 18), p. 99, 13.
- (59) 「憲法」(1890) 6条(「日本基督教会歴史資料集」(4)所収)。
- (60) 「日本基督教会年鑑」1963所収。
- (61) 「日本基督教会年鑑」1972所収。
- (62) 五十嵐喜和「日本基督教会の独立自給路線に関する一考察」渡辺信夫＝ジョン・ハッセリンク編「教会改革の伝統継承」改革社1972, 頁219以下参照。

- (63) 綱要, IV 4, 6—7 (頁89—91)。
- (64) 綱要IV, 5, 17 (頁119)。
- (65) カルヴァン「新約聖書註解 X, ガラテヤ書/エペソ書」森井真訳, 頁140。
- (66) ニーゼル「カルヴァンの神学」頁333。ニーゼルは「つとめ」に Amt をあてる (Niesel, Die Theologie Calvins, S. 231)。
- (67) ニーゼル「カルヴァンの神学」同上。さらに Corpus Reformatorum, vol. 37, p. 211: reges……pastoribus et ministris verbi omnia suppeditant quae ad victum et cultum necessaria sunt (「王たちは……生計と礼拝とに必要なすべてのものを, 牧師と御言葉の仕え人たちに提供する」) も参照。
- (68) 官憲の「つとめ」とニーゼルにならっていった。たしかにカルヴァンは、官憲の職務 (munere, ラテン版 OS, V, p. 474, 綱要IV, 20, 4 (頁235); muneris, ラテン版 OS, V, p. 476, 綱要IV, 20, 5 (頁237); officium, ラテン版 OS, V, p. 476—477, 綱要IV, 20, 6 (頁237)) についていい, さらに官憲の機能 (magistratum functionem, ラテン版 OS, V, p. 474, 綱要IV, 20, 4 (頁234)) についてもいう。しかしそれだけでなくカルヴァンは、官憲を「つとめ」(ministerium, ラテン版 OS, V, p. 477, 綱要IV, 20, 7 (頁238)) によっても説明している。「つとめ」は教会に託されたとして理解して来た立場からすると, このカルヴァンの国家論の「つとめ」はどう考えられるべきか。この点から見なおすと, 渡辺「カルヴァンの教会論」頁334—335は, 「つとめの委託」からカルヴァンの国家論を説明するけれども, 「つとめ」の性質に関して ministerium の出ている綱要IV, 20, 7 (頁238) の引用と論証をしていない。またニーゼル「カルヴァンの神学」頁333も, その註(35)で, 綱要IV, 20, 5—6に出ている muneris と officium を引用するが, ministerium の出ている綱要IV, 20, 7を引用しない。もっともニーゼルは, Corpus Reformatorem を数多く引用するが, 出典箇所を確認する余裕がなかった。カルヴァンが ministerium をどういう意味で使っているかは問われるべきだが, それにしても, カルヴァンが「つとめ」を教会と官憲の両方から考えているのか, 考えているとすればそれはどういうことかという疑問が出てくる。今後の研究課題にしたい。なおヴィルヘルム・ニーゼル「福音と諸教会」渡辺信夫訳, 改革社1978, 頁334以下は, ルターとカルヴァンが霊的統治と世俗的統治の考え方を共に持っていることを強調し, 官憲が「霊的統治

についても共同責任を持つ」(頁342)ことを述べて、綱要IV, 20, 3—5やCorpus Reformatorum, vol. 37, p. 211(本稿註(67)参照),そして改革派の諸信仰告白を引用する。これは、基本的にニーゼルが従来述べた教会を保護する官憲のつとめという主張の繰返しである。

- (69) ヴィルヘルム・ニーゼル「イエス・キリストとの交わり」登家勝也訳,改革社1983,頁286—290,298。
- (70) 渡辺「カルヴァンの教会論」頁101。同「カルヴァンにおける教会の権威」頁199は、「つとめをすべて聖霊によるものとして受けとらなければならない」として、カルヴァンの神学を「聖霊の神学」という。同じ意味で、ニーゼル「教会の形成と改革」渡辺信夫訳,新教出版社1970,頁128は、「主は教会におけるつとめを遂行するために御霊の賜物を分け与えたもう」という。こうした霊的側面の強調のゆえに、職務が「機械的な機能論」(渡辺「カルヴァンの教会論」同上)に陥ることは防がれると思う。したがって本文で触れたアメリカの合同長老教会がつとめを論ずるのに「礼拝する教会とそのつとめ」をまず論じ、聖霊によるキリストの支配を強調したのは、あらためて注目される。